

2024年6月27日 一部改正
2024年1月30日 技術委員会 審議
2024年5月31日 国土交通大臣 認可

EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告

改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 25 規則に規定する required EEXI（航行時二酸化炭素放出抑制指標規制値）に関して、要件を満たすために、軸／エンジン出力制限システムを設置することが認められている。また、荒天時や救助活動等における安全確保を目的として、当該システムによる出力制限を解除した場合には、主管庁への報告が義務付けられている。これらの事項は、決議 MEPC.335(76)に明示されており、関連要件は既に本会規則に取入れられている。

しかし、当該決議においては、主管庁から IMO への報告の取扱いが一部不明確であったため、2023年7月に開催された IMO 第 80 回海洋環境保護委員会 (MEPC80) において、これらを明確化し、決議 MEPC.375(80)として採択した。

今般、MEPC.375(80)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

規則中の 3 箇所という「本会が適当と認める」指針について、現在は検査要領中の 3 箇所で同様の説明をしているが、当該説明を検査要領中の 1 箇所に集約すべく、規則中の 3 箇所のうち 2 箇所では残る 1 箇所を参照するよう改める。

施行及び適用

2024年6月27日から施行

ID: DD23-20

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;">海洋汚染防止のための構造及び設備規則</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</p> <p>-4. 8 編 3 章の適用を受ける船舶にあつては, 2.1.3-7.の試験に先立ち, 航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書を提出し, 本会の審査を受けなければならない。(二酸化炭素放出抑制指標が航行時二酸化炭素放出抑制指標規制値と同等又はそれ以下である場合を除く。)また, 8 編 3.5 の規定を満たすため, 軸／エンジン出力制限システムを設置している船舶にあつては, <u>8 編 3.3-4.に規定する</u>本会が適当と認める指針を満たす軸／エンジン出力制限船上管理マニュアルを提出し, 本会の承認を受けなければならない。</p> <p>2.1.3 構造及び設備の検査*</p> <p>-7. 8 編 3 章の適用を受ける船舶に対して, 航行時二酸化炭素放出抑制指標について確認を行う。8 編 3.5 の規定を満たすため, 軸／エンジン出力制限システムが設置されている船舶にあつては, <u>8 編 3.3-4.に規定する</u>本会が適当と認める指針に従って, 当該システムが適切に設置及び封印されていること, 及び, 軸／エンジン出力制限船上管理マニュアルが船上に保管されていることを確認する。</p> | <p style="text-align: center;">海洋汚染防止のための構造及び設備規則</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</p> <p>-4. 8 編 3 章の適用を受ける船舶にあつては, 2.1.3-7.の試験に先立ち, 航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書を提出し, 本会の審査を受けなければならない。(二酸化炭素放出抑制指標が航行時二酸化炭素放出抑制指標規制値と同等又はそれ以下である場合を除く。)また, 8 編 3.5 の規定を満たすため, 軸／エンジン出力制限システムを設置している船舶にあつては, 本会が適当と認める軸／エンジン出力制限船上管理マニュアルを提出し, 本会の承認を受けなければならない。</p> <p>2.1.3 構造及び設備の検査*</p> <p>-7. 8 編 3 章の適用を受ける船舶に対して, 航行時二酸化炭素放出抑制指標について確認を行う。8 編 3.5 の規定を満たすため, 軸／エンジン出力制限システムが設置されている船舶にあつては, 本会が適当と認める指針に従って, 当該システムが適切に設置及び封印されていること, 及び, 軸／エンジン出力制限船上管理マニュアルが船上に保管されていることを確認する。</p> | <p></p> <p>8 編の設備要件を参照</p> <p>8 編の設備要件を参照</p> |

「EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| 附 則 1. この規則は、2024 年 6 月 27 日から施行する。 | | |

「EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類</p> <p>-5. <u>規則 2 編 2.1.2-4.にいう航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書とは、航行時二酸化炭素放出抑制指標の計算条件に関する基本的な情報が記載された文書であって、次の項目を含むものをいう。</u></p> <p>(1) 次の(a)から(c)のいずれかの情報、主／補機出力、推定船速並びに主及び補機燃費等の基礎データ（各データ値を示したもの。主機及び補機の燃費を示す原動機取扱手引書のコピー等も併せて添付すること。）</p> <p>(a) Ro-ro 貨物船（自動車運搬船）の場合、総トン数及び載貨重量</p> <p>(b) 旅客船及び非従来型の推進装置を有するクルーズ客船の場合、総トン数</p> <p>(c) 前(a)及び(b)に掲げる船舶以外の船舶の場合、</p> | <p>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類</p> <p>-5. <u>規則 2 編 2.1.2-4.にいう航行時二酸化炭素放出抑制に関する資料の詳細は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書とは、航行時二酸化炭素放出抑制指標の計算条件に関する基本的な情報が記載された文書であり、当該資料には次の項目を含めること。</u></p> <p>(a) 次の i)から iii)のいずれかの情報、主／補機出力、推定船速並びに主及び補機燃費等の基礎データ（各データ値を示したもの。主機及び補機の燃費を示す原動機取扱手引書のコピー等も併せて添付すること。）</p> <p>i) Ro-ro 貨物船（自動車運搬船）の場合、総トン数及び載貨重量</p> <p>ii) 旅客船及び非従来型の推進装置を有するクルーズ客船の場合、総トン数</p> <p>iii) 前 i)及び ii)に掲げる船舶以外の船舶の場合</p> | <p>規則 2 編 2.1.2-4.で規則 8 編を参照するため、-5.(2)を削除し、号番号を修正。</p> |

「EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p align="center">載貨重量</p> <p>(2) 軸／エンジン出力制限システムを設置している場合は、出力制限後の主／補機出力</p> <p>(3) 二酸化炭素放出抑制指標の計算条件における承認された推定パワーカーブ、及び可能であれば水槽試験及び／又は数値計算より得られる推定パワーカーブ（各パワーカーブを図示したもの。）</p> <p>(4) パワーカーブ推定手順（プロセス図等により水槽試験からパワーカーブ推定に至るまでの手順を示したもの。）</p> <p>(5) 推定パワーカーブが利用できない場合、簡易計算式により算出したおよその推定船速とその計算過程</p> <p>(6) 推進システム及び給電システムの主要目及び機器構成の概要（模式図等により示したもの。）</p> <p>(7) 省エネ機器の概要（航行時二酸化炭素放出抑制指標計算時に控除されるものとされないものに分けて、当該機器の仕様を示す。）</p> <p>(8) 航行時二酸化炭素放出抑制指標計算値（航行時二酸化炭素放出抑制指標値を、その計算概要と共に示す。）</p> <p>(9) LNG 運搬船にあつては、次の(a)から(g)の情報 (a) 推進装置の形式及び概要（直接駆動のディーゼル推進、ディーゼル発電推進、蒸気タービン等） (b) LNG タンク容積（単位は m^3 とする。）及び船舶全体のボイルオフガスの設計発生量（1 日あ</p> | <p align="center">合、載貨重量</p> <p>(b) 軸／エンジン出力制限システムを設置している場合は、出力制限後の主／補機出力</p> <p>(c) 二酸化炭素放出抑制指標の計算条件における承認された推定パワーカーブ、及び可能であれば水槽試験及び／又は数値計算より得られる推定パワーカーブ（各パワーカーブを図示したもの。）</p> <p>(d) パワーカーブ推定手順（プロセス図等により水槽試験からパワーカーブ推定に至るまでの手順を示したもの。）</p> <p>(e) 推定パワーカーブが利用できない場合、簡易計算式により算出したおよその推定船速とその計算過程</p> <p>(f) 推進システム及び給電システムの主要目及び機器構成の概要（模式図等により示したもの。）</p> <p>(g) 省エネ機器の概要（航行時二酸化炭素放出抑制指標計算時に控除されるものとされないものに分けて、当該機器の仕様を示す。）</p> <p>(h) 航行時二酸化炭素放出抑制指標計算値（航行時二酸化炭素放出抑制指標値を、その計算概要と共に示す。）</p> <p>(i) LNG 運搬船にあつては、次の i) から vii) の情報 i) 推進装置の形式及び概要（直接駆動のディーゼル推進、ディーゼル発電推進、蒸気タービン等） ii) LNG タンク容積（単位は m^3 とする。）及</p> | |

「EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>たり。建造契約時に決定されるものとする。)</p> <p>(c)ディーゼル発電推進の場合、プロペラ軸の軸出力（モータを定格出力の 100%で運転した場合の伝達装置後のもの。）及び発電効率</p> <p>(d)ディーゼル発電推進の場合であって、軸／エンジン出力制限システムを設置している場合は、出力制限後のプロペラ軸の軸出力</p> <p>(e) 蒸気タービンの場合、連続最大定格出力</p> <p>(f) 蒸気タービンの場合であって、軸／エンジン出力制限システムを設置している場合は、出力制限後の連続最大定格出力</p> <p>(g) 蒸気タービンの場合、証明された燃料消費率（単位は g/kWh とする。）</p> <p>(10) IMO Res.MEPC.350(78)（その後の改正を含む。）に規定される航行中性能測定報告書（該当する場合）</p> <p>(11) その他、本会が必要と認める資料</p> <p>（削除）</p> <p>2.1.3 構造及び設備の検査</p> | <p>び船舶全体のボイルオフガスの設計発生量（1日あたり。建造契約時に決定されるものとする。）</p> <p>iii) ディーゼル発電推進の場合、プロペラ軸の軸出力（モータを定格出力の 100%で運転した場合の伝達装置後のもの。）及び発電効率</p> <p>iv) ディーゼル発電推進の場合であって、軸／エンジン出力制限システムを設置している場合は、出力制限後のプロペラ軸の軸出力</p> <p>v) 蒸気タービンの場合、連続最大定格出力</p> <p>vi) 蒸気タービンの場合であって、軸／エンジン出力制限システムを設置している場合は、出力制限後の連続最大定格出力</p> <p>vii) 蒸気タービンの場合、証明された燃料消費率（単位は g/kWh とする。）</p> <p>(j) IMO Res.MEPC.350(78)（その後の改正を含む。）に規定される航行中性能測定報告書（該当する場合）</p> <p>(k) その他、本会が必要と認める資料</p> <p>(2) 「本会が適当と認める軸／エンジン出力制限船上管理マニュアル」とは“2021 <i>Guidelines on the Shaft/Engine Power Limitation System to Comply with the EEXI Requirements and Use of a Power Reserve(IMO Res.MEPC.335(76))</i>”の規定を満たすものをいう。</p> <p>2.1.3 構造及び設備の検査</p> | |

「EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|---|
| (削除) | <p align="center">-14. 規則 2 編 2.1.3-7.にいう「本会が適当と認める指針」とは“2021 <i>Guidelines on the Shaft/Engine Power Limitation System to Comply with the EEXI Requirements and Use of a Power Reserve(IMO Res.MEPC.335(76))</i>”をいう。</p> | <p>規則 2 編 2.1.2-4.で規則 8 編を参照するため、項を削除。</p> |
| <p align="center">8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備</p> <p align="center">3 章 二酸化炭素放出抑制</p> <p>3.3 航行時二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 23 規則関連）</p> <p>-1. 規則 8 編 3.3-1.にいう「本会が適当と認める指針」とは，“2022 <i>Guidelines on Survey and Certification of the attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI) (IMO Res.MEPC.351(78))</i>”（その後の改正を含む。）をいう。</p> <p>-2. 規則 8 編 3.3-3.にいう「本会が適当と認める指針」とは，“2022 <i>Guidelines on the Method of Calculation of the Attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI)(IMO Res.MEPC.350(78))</i>”（その後の改正を含む。）及び“<i>Guidance on Methods, Procedures and Verification of in-service Performance Measurements(IMO MEPC.1/Circ.901)</i>”（その後の改正を含む。）をいう。</p> <p>-3. 規則 8 編 3.3-4.にいう「本会が適当と認める指針」とは，“2021 <i>Guidelines on the Shaft/Engine Power Limitation System to Comply with the EEXI Requirements and Use of a Power Reserve(IMO Res.MEPC.335(76))</i>”（その後の改正を含</p> | <p align="center">8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備</p> <p align="center">3 章 二酸化炭素放出抑制</p> <p>3.3 航行時二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 23 規則関連）</p> <p>-1. 規則 8 編 3.3-1.にいう「本会が適当と認める指針」とは，“2022 <i>Guidelines on Survey and Certification of the attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI) (IMO Res.MEPC.351(78))</i>”（その後の改正を含む。）をいう。</p> <p>-2. 規則 8 編 3.3-3.にいう「本会が適当と認める指針」とは，“2022 <i>Guidelines on the Method of Calculation of the Attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI)(IMO Res.MEPC.350(78))</i>”（その後の改正を含む。）及び“<i>Guidance on Methods, Procedures and Verification of in-service Performance Measurements(IMO MEPC.1/Circ.901)</i>”（その後の改正を含む。）をいう。</p> <p>-3. 規則 8 編 3.3-4.にいう「本会が適当と認める指針」とは，“2021 <i>Guidelines on the Shaft/Engine Power Limitation System to Comply with the EEXI Requirements and Use of a Power Reserve(IMO Res.MEPC.335(76))</i>”をいう。</p> | <p>軸／エンジン出力制限船上管理マニュアルの作成に際して従うべき指針について、決議 MEPC.335(76)に対するその後の改正を含む旨を追記。</p> |

「EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>む。)をいう。</p> <p>附 則</p> <p>1. この達は、2024年6月27日から施行する。</p> | | |